受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提 出 者	送 付委員会名
4 年第31号	4. 8. 19	有害な物質・製品・手段の禁止や規制と安全な環境を求める陳情 有害な物質を不特定多数の人に曝露すべきではない。健康被害・環境汚染・人権侵害・物損など、深刻な被害を引き起こしている有害な物質・製品・手段は禁止すべきである。マイクロプラスチック製品とアロマ、殺虫剤、農薬と空中散布、除草剤を例に挙げ、禁止や規制を求める。人は体内に取り込む化学物質は呼吸からが8割のため、国も地方も事業者も個人も、空気環境が有害にならないように、対処すべきである。ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議からは、環境安全基本法の制定を求め、国会に請願署名が提出されている。このような法律や条例を制定することが必要である(試案は、参考資料のイ2)参照)。茨城県議会には、有害な物質・製品・手段の禁止と環境安全の法整備のため、国(関係機関)への意見書の提出と条例の制定をお願いする。また、有害な物や手段は(危険性を知らないで)使われたり行われたりすると被害を引き起こすため、全ての人が危険性を知って止めるべきであることから、有害性の説明と安全な代替方法を各位が認識するよう、広く周知徹底することをお願いする。参考本1)イ1)2)	個人	総務企画
		1. 殺虫剤 虫に厳しく人にやさしい殺虫剤は無い。殺虫剤は有害である。 蚊取り線香の成分は、内分泌攪乱化学物質のアレスリンであり、近年、殺虫成分を従来の3倍にして、香り付けした製品が発売されたそうだが、煙・臭い・成分も害がある。香り付き蚊取り線香は、煙害だけでなく、香害も引き起こすため、禁止や規制が必要である。虫よけの安全な代替方法の例を挙げる。虫が多い時間帯や場所は避ける。タオルで汗を拭く(蚊は汗にも寄って来る)。山へ行く時は、香料と黒っぽい服は避ける(ハチは香料の臭いや黒っぽい色に寄って来る)。服装は、遭難時は目立つ色が発見しやすい。 虫よけスプレーの手作り方法は、瓶の中に適量の酢を入れて、好みの無農薬のハーブ(ミント・レモンバーム・ローズマリー等)を加えて、2週間漬け置き、その液だけをガラス製のスプレー容器に入れて、持ち歩けるようにする。注意点であるが、天然であってもハーブを含め香りの強いものは、臭いに敏感で止めた方が良い人もいるので、大丈夫な人達のみ利用可である。		

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提出者	送 付委員会名
		1回使い切りタイプの殺虫剤は、使用した後、室内にどのくらい殺虫成分が残っているか、国民生活センターが検証したところ、どの製品もスプレータイプ1本分の量に相当し、十分な換気後もカーテン・壁紙・床などに殺虫成分が残っていた。このタイプの殺虫剤は、使用量が調節できず、一度に大量の殺虫成分が使われるため、危害報告が多い商品である。室内で使った殺虫剤は、使った時だけでなく、壁・カーテン・ソファなどに移染し、人体に取り込まれ続けることになる。1回使い切りタイプの殺虫剤は、有害な成分の残留性から、禁止や規制が必要である。室内に虫がわかないようにするための安全な代替方法の例を挙げる。飲食物はその都度片づける。ゴミ箱の蓋はきちんと閉める。排水溝や三角コーナーに熱湯をかける。アリに困ったら、侵入口を塞いだり、巣に熱湯をかける、侵入口付近に新品の輪ゴムをたくさん並べる(アリはゴムの臭いを嫌う)。酢水を絞った雑巾で床を拭く。ハエたたきを使う。蚊の予防には、外のバケツに水をためない等である。 自アリ駆除の成分は、主に有機リン系農薬やピレスロイド系農薬である。有機リン系は、神経毒性があり、粘膜や皮膚から吸収され神経障害を引き起こし、中枢神経や末梢神経が麻痺するか死滅するまで異常な神経伝達物質を発生し続ける。ピレスロイド系は、神経系への悪影響があり、ADHD のリスクが高くなるという指摘もあるため、EUでは2000年から段階的に廃止している。シロアリ駆除は、近隣にも害を及ぼすため、禁止や規制が必要である。安全な代替方法は、土台に木酢液・柿渋・ヒバオイル等の天然の防腐剤を塗布し、床を高くし、床下に換気扇をつける等、風通しの良い設計にする。床下には吸湿性のある炭を敷き、湿気を防ぐ。		
		おわりに 有害な物質・製品・手段は禁止すべきである。有害な製品は、宣伝(CM や広告等)も規制するとともに、有害性を周知し、使わないように啓発すべきである。被害は日々、茨城県も含め、全国各地で引き起こされている。一人一人が出来ることから始め、関係各位が被害を減らすために取り組むことが必要である。 茨城県議会には、有害な物質・製品・手段の禁止と環境安全の法整儀のため、国(関係機関)への意見書の提出と条例の制定、有害性の説明と安全な代替方法を関係各位に周知徹底するよう働きかけをお願いする。問題意識のある人、症状が		

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	送 付委員会名
		出る人、被害者たちは、危険性を知っていて有害なものを使わなくても、他人が有害なものを使うことによって被害を受けている。多くの人が知らずに使って不特定多数の人に害を及ぼし加害者になり、多くの被害者が続出している。被害者は健康被害だけでなく、人権侵害、環境汚染、物損など多重な被害を受けており、日々の生活にも苦労している。苦しんでいる人も多い。次世代の人にも悪影響を及ぼす。不特定多数の人に有害な物質を曝露することが無いよう、社会全体で早急に阻止すべきであり、放置してはならない。参考資料 <本> 1) 岡田幹治「香害」(株)金曜日 2) 加藤やすこ「新 電磁波・化学物質過敏症対策」緑風出版 3) 宮田幹夫「化学物質過敏症 Booklet」AEHF JAPAN 4) 神聡子「危険な化学物質から子供を守る暮らし方」じゃこめてい出版 5) 天笠啓祐「グリホサート」日本消費者連盟  <インターネット> 1) ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 HP https://kokumin-kaigi.org/ 2) 環境安全基本法」(疾)最終稿 PDF.pdf (kokumin-kaigi.org) 3) 日本消費者連盟 HP 新着情報 2022年6月14日 政党アンケート結果 https://nishoren.net/flash/17414 (議員の方々は、是非ご覧いただきたい。) その他、多数		女具